

2009年 8月20日

国土交通大臣
金子 一義 様

国土交通省職員組合
中央執行委員長 阿部 敏雄

本年の人事院勧告、意見の申出に関わる要求書

人事院は8月11日、月例給の863円、0.22%引下げ、一時金の0.35月削減などを中心とする給与勧告を行いました。

これらの給与勧告は、民間の実勢を反映したものとはいえ、わたしたちの生活に大きな影響を与えるものであり、極めて不満な内容と言わざるを得ません。

国交省・地方整備局の職場ではいま、恒常的な長時間労働など極めて厳しい勤務環境の下で、経済対策としての前倒し発注やさまざまな改革がすすめられています。職員は、国民の信頼回復と事務事業に対する理解・支持を獲得するため、日夜奮闘しています。

また、地方分権の枠組みを超えた地方整備局廃止議論は、職場の存廃、雇用確保および労働条件維持の観点から、多くの職員の関心事項であり、心配事となっています。

貴職におかれましては、こうした実情や人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることをふまえ、わたしたちと交渉・協議の上、給与改定方針を決定されるよう要求します。

記

1. 本年の給与勧告等の取扱を検討するにあたって、人事院勧告を尊重することを基本に、国交職組と十分交渉・協議し、閣議決定に反映すること。
2. 国家公務員制度改革推進本部・労使関係制度検討委員会の検討を急ぎ、団体交渉・協約締結による賃金・労働条件決定制度の設計など、自律的労使関係の構築に向けた意見を取りまとめるよう、関係方面に働きかけること。

以上